

# 水産土木工事における総合評価落札方式の評価項目及び評価基準に関する運用方針 (令和7年度版)

## 1 「配置予定技術者の能力」、「地域貢献」に関する評価項目の追加について

漁港漁場整備課では、漁港、漁場及び漁港区域に係る海岸の施設整備において、周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境に配慮した施工を行うことを目的とし、「漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領」等を定め、青森県水産土木工事の海事工事で1工事の当初設計金額が2千万円以上の工事（災害復旧工事等除く。）について、施工環境管理者を配置する工事として発注している。

この取組の一環として、施工環境監理者を配置する工事について、「総合評価落札方式【標準型・簡易型】に関するガイドライン（令和7年度版）」の配置予定技術者の能力の評価項目に、施工環境監理者の資格保有に関する事項を追加するとともに、地域貢献の項目に、環境への配慮保全及び地域水産業の振興に関する事項を追加することとする。

## 2 評価項目の追加対象工事

総合評価落札方式（「標準型」、「簡易型Ⅰ」、「簡易型Ⅱ」）対象工事のうち、「漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領」に基づき施工環境監理者を配置する工事

## 3 追加する評価項目及び評価基準

### (1) 配置予定技術者の能力

| 評価項目           | 評価基準                                        | 配点  |
|----------------|---------------------------------------------|-----|
| 施工環境監理者の保有する資格 | 技術士・技術士補（水産部門（水産土木））又は水産工学技士（水産土木部門）を保有している | 1.0 |
|                | 上記以外                                        | 0.0 |

### (2) 地域貢献

| 評価項目                                         | 評価基準                                                   | 配点  |
|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-----|
| 令和4年度以降の水産土木工事における施工環境に配慮した取組の効果、影響等の把握実績の有無 | 地域内における施工環境監理者配置制度対象工事の工事完了後に調査等を行い、効果、影響等を的確に把握した実績有り | 1.0 |
|                                              | 上記以外                                                   | 0.0 |
| 令和4年度以降における地域水産業の振興に資する活動への協力の有無             | 地域内の漁業協同組合等が行う水産動植物の資源維持・回復等に係る活動への協力の実績有り             | 1.0 |
|                                              | 上記以外                                                   | 0.0 |

## 4 適用年月日

令和7年7月1日以降適用

## 5 追加する評価項目の詳細について

### (1) 配置予定技術者の能力

#### ① 施工環境監理者の保有する資格【施工に係る環境への配慮、保全・再生に関する視点】

##### ア 評価基準の内容

環境保全に配慮した円滑な施工を確保するために配置する施工環境監理者について、技術士もしくは技術士補のうち水産部門（水産土木）の資格又は社団法人大日本水産会が行う水産工学技士（水産土木部門）認定試験に合格し水産工学技士として登録した資格の有無について評価する。

##### イ 評価に必要な資料等

技術士・技術士補（水産部門（水産土木））、水産工学技士の登録証又は資格者証の写しの提出を受け確認する。

### (2) 地域貢献

地域貢献に係る「地域」とは、当該工事の工事場所の市町村内とし、入札設定資格要件で定める範囲ではない。

#### ① 令和4年度以降の水産土木工事における施工環境に配慮した取組の効果、影響等の把握実績の有無【施工に係る環境への配慮、保全・再生に関する視点】

##### ア 評価基準の内容

地域内における施工環境監理者配置制度対象工事について、工事完了後に工事箇所及びその周辺について潜水等による調査を行い、施工前、施工中等の環境配慮の結果と完了後の調査結果との比較等により、施設整備等による効果、影響等を的確に把握した実績の有無について評価する。

##### イ 評価に必要な資料等

(ア) 実施した施工環境配慮の取組の効果、影響等の把握のための工事完了後の調査結果がわかる資料及び調査状況写真の提出を受け確認する。

(イ) 施工中に施工環境配慮の取組を実施した工事のコリンズ竣工登録の写しの提出を受け、対象工事を確認する。

#### ② 令和4年度以降における地域水産業の振興に資する活動への協力の有無【生産性向上による地域力の再生に関する視点】

##### ア 評価基準の内容

地域内の漁業協同組合などが行う、水産動植物の資源維持・回復等に向けた「つくり育てる漁業」の推進等、漁業の生産性向上による地域水産業の振興を図る活動への協力実績の有無について評価する。

##### イ 評価に必要な資料等

実施した地域水産業振興に係る協力内容がわかる資料や活動状況写真の提出を受け確認する。

**水産土木工事における総合評価落札方式の評価項目及び評価基準に関する運用方針**  
**(令和7年度版)**  
**「地域貢献に関する評価」の実績の例(参考)**

**1 実績の例を提示する目的**

地域貢献では、様々な取組について報告されることから、その実績を評価するための参考として、以下のとおり事例を示すこととする。

**2 評価する実績の例**

**(1) 令和4年度以降の水産土木工事における施工環境に配慮した取組の効果、影響等の把握実績の有無**

**【評価基準の内容】**

地域内における施工環境監理者配置制度対象工事について、工事完了後に工事箇所及びその周辺について潜水等による調査を行い、施工前、施工中等の環境配慮の結果と完了後の調査結果との比較等により、施設整備等による効果、影響等を的確に把握した実績の有無について評価する。

**(例1)** 令和4年度の〇〇漁港△△防波堤に係る捨石投入工事において、工事中に細粒分の付着の少ない石材を使用し、周辺藻場への影響が最小になるよう配慮した。令和3年度に施工箇所及び周辺を潜水調査した結果、周辺藻場では引き続き海藻類の繁茂が確認されたほか、工事で投入した捨石並びに被覆ブロックに周辺藻場からの孢子等が付着し、新たな海藻類の繁茂が確認され、当該工事による藻場拡大効果を把握した。

**(例2)** 令和4年度の〇〇漁港海岸離岸堤の工事着前に施工箇所に生息する水生生物の確認及び漁協立会いの下で移植を行い、生息環境の保全への配慮を行った。工事完了6ヶ月後、1年後の現地潜水調査により、施工箇所で水生生物の生息が移植前と同程度の密度で確認され、工事施工による生息環境への影響はほぼ無いことを把握した。

**(例3)** 令和4年度の〇〇漁港－3m泊地の浚渫作業時に汚濁防止膜を海底面付近まで設置し周囲への汚濁拡散を防止するとともに水質調査を行い、周辺海域への環境に配慮した。工事完了から1ヶ月後に、広範囲に調査を行ったところ、藻場を形成しつつあった防波堤基礎工の表面に薄い砂の層が確認されたため、この砂を水中ポンプで除去した。これは藻場形成を促したものであり、浚渫作業による影響を的確に把握し、その改善を行ったものである。

**(2) 令和4年度以降における地域水産業の振興に資する活動への協力の有無**

**【評価基準の内容】**

地域内の漁業協同組合などが行う、水産動植物の資源維持・回復等に向けた「つくり育てる漁業」の推進等、漁業の生産性向上による地域水産業の振興を図る活動への協力実績の有無について評価する。

**(例1)** 〇〇漁協が毎年実施するヒラメ稚魚放流の際に行われる地域児童の移動のためのバスの運行を実施し、ヒラメ資源の増大とともに後継者育成を支援した実績がある。

**(例2)** 〇〇漁協が主体となり、〇〇町の協賛のもと隔年で実施している稚ウニの放流を令和2年度に実施した際、地域漁業者では不足であった潜水作業員を派遣し、競合生物の駆除を行い、適切なウニの生息環境の保全に協力した実績がある。

**(例3)** 〇〇漁協が令和4年度に実施したウスメバルの稚魚放流に際し、稚魚を購入し〇〇漁協に提供し、地域水産業の振興を支援した実績がある。

## 水産土木工事における総合評価落札方式の評価項目及び評価基準に関する運用方針 (令和7年度版)

### 1-1-5 「作業船の保有の有無」の提案内容を履行できなかった場合の 要因確認の手順（参考）

#### 1 要因確認の手順を提示する目的

「総合評価落札方式【標準型・簡易型】に関する運用ガイドライン（令和7年度版）」では、「4-4-2 履行できなかった場合の措置」で、「受注者の責めにより提案内容の不履行等が認められた場合、工事成績評定点を減ずる措置（1つの不履行に対して、マイナス5点）を行う・・・ものとする。」とあることから、その不履行の要因が受注者の責めによるものか否かを確認する手順を以下のとおり示す。また、技術提案内容の履行確認の一例を以下のとおり示すこととする。

#### 2 要因確認の手順

##### 【評価基準の内容】

水産土木工事の海上工事で使用する作業船を自社又は共同で保有している場合に評価する。

（例1）工期の変更に伴い、自社又は共同保有の作業船の使用（施工）時期が当初の施工計画から変更となることで、対象工事で当該作業船を使用できなくなる場合

（例2）工期の変更はないが、漁協等からの要望に基づく海事工事の施工時期の変更に伴い、自社又は共同保有の作業船の使用（施工）時期が当初の施工計画から変更となることで、対象工事で当該作業船を使用できなくなる場合

##### 【要因確認の手順】

- ① 当該作業船を本工事で使用できなくなる場合の要因の確認は、工期変更の有無に関わらず、施工計画書等の計画工程表に記載した作業船の使用開始日の前で、かつ受注者からの工事打合簿による発議があった時に行う。
- ② 受注者は、受注者の責めによらず当該作業船が使用できなくなる場合、当該協議において、変更前及び変更後の計画工程表とその理由等をまとめた書面を発注者に提出する。
- ③ 発注者は、当該協議において、当該作業船が使用できなくなる要因が災害又は特別な事情がある場合など受注者の責めによるものか否かを確認し、受注者に確認結果を工事打合簿で通知する。

（例3）技術提案書「（様式1-1）本工事に使用する作業船の保有状況報告書」で「本工事に使用する作業船の作業内容」を基礎捨石投入、本体コンクリート打設、上部コンクリート打設、消波ブロック据付と提案していたが、本工事と密接に関連する他工事との調整や、工事現場の地形（水深）等の現場条件の変更、工程の見直し等に伴い、自社又は共同保有の作業船での作業内容が基礎捨石投入のみとなった場合

##### 【履行の確認】

技術提案書に記載した本工事に使用する作業船の作業内容のうち、（例3）のようにいずれか一つの作業でも当該作業船を使用した場合は、提案内容を履行したと認める。一方、全ての作業で当該作業船を使用しなかった場合は、上記「要因確認の手順」で要因を受注者の責めによるものと確認できた時に提案内容の不履行があったと認める。

## 水産土木工事における総合評価落札方式の評価項目及び評価基準に関する運用方針 (令和7年度版)

### 1－4－1 災害協定締結及び災害活動の実績の有無の評価（参考）

#### 1 本評価手法を提示する目的

令和4年度に三沢市で発生した高病原性鳥インフルエンザの大規模な防疫作業で、県と青森県農村整備建設業協会とで締結した「家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務に関する協定」に基づかない活動があったことから、この活動に係る評価の有無を整理する。

#### 2 評価の有無

##### (1) 高病原性鳥インフルエンザの発生規模によらず、「家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務に関する協定」に基づき行う「埋却作業」等の実績評価

運用の手引きに基づき、評価する。

##### (2) 令和4年度に三沢市で発生した高病原性鳥インフルエンザ等の大規模な防疫作業で、「家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務に関する協定」に基づかない「殺処分作業」等の実績評価

次の書類が提出され、活動実績が確認できる時は、県と青森県建設業協会との「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」第2条の「～その他の異常な自然現象及び大規模な事故による災害」に該当するため、評価する。

- ① 県と青森県建設業協会との「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」の写しと協会員であることがわかる名簿等
- ② 青森県建設業協会（支部含む）からの活動に係る要請文書の写し
- ③ 青森県建設業協会（支部含む）発行の活動実績証明書の写し